

令和 2 年度 業務実績報告書

【第 4 期中期目標期間】平成 3 0 年度～令和 4 年度

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 3 1 日



独立行政法人空港周辺整備機構

＜中期目標の冒頭＞

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こした。国は、特定飛行場（国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港）について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に周辺の市街化が著しく、騒音区域における航空機騒音障害の緩和や生活環境の改善に資するための計画的な地区整備を促進する必要が認められたことから、周辺整備空港として指定された。

騒防法により、指定された福岡空港の騒音区域を管轄する福岡県知事は「福岡空港周辺整備計画」を策定し、当該計画の実施主体として、政府・自治体からの出資金により福岡空港周辺整備機構が設立された。その後、特殊法人等改革の一環として平成15年10月1日に、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）として新たに発足し、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施している。上記事業の実施にあたっては、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた。このように、地元住民等に寄り添いながら、丁寧な対応を長年にわたり実施してきたことから、機構は、上記事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、地元自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。

一方、「独立行政法人の制度及び見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」において、機構の講ずべき措置として、「福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方法で検討する」とされ、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月12日法律第34号。以下「民活空港運営法」という。）」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）へ移管することとされたところである。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定」という。）」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て完了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。以下「実施方針」という。）」において、機構は、環境対策事業を機構の廃止が予定されている滑走路増設事業の完了から4年後に運営権者へ移管するまでは引き続き実施するとともに、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。また、機構の業務及び組織については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施するものとする。

＜中期計画の冒頭＞

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、福岡空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施してきた。

一方、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月12日法律第34号。以下「民活空港運営法」という。）」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）へ移管することとされたところである。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。）」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標（平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の目標）を達成するための計画を以下のとおり定める。

＜令和2年度計画の冒頭＞

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を定める。

業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 再開発整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 住宅騒音防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 移転補償事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (4) 緑地造成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
2. 業務運営の効率化に関する事項
 - (1) 業務改善の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
 - (2) 業務の電子化及びシステムの最適化・・・・・・・・・・・・ 3 0
3. 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・ 3 2
 - (2) 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
 - (3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画・・ 3 6
 - (4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画・・・・・・・・ 3 7
 - (5) 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
4. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 適切な内部統制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
 - (2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進・・・・・・・・・・・・ 4 6
 - (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化・・・・・・・・・・・・ 4 9
 - (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進・・・・ 5 7
 - (5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途・・・・・・・・ 5 9

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。



(1) 再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていくこと。

※航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

- ・ 定期巡回による全施設月 1 回の点検実施
（平成 28 年度実績 全施設月 1 回の点検実施）
- ・ 全貸借人との情報交換のための面談 年 1 回以上
（平成 28 年度実績 一部貸借人と面談）

【中期計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。

（指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施）

（指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上）

【年度計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設について、貸借人との面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。

ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、大型施設については大規模修繕を計画的に行っていくなど維持管理を適切に実施する。

ハ 事業継続性の確保を図るため、騒音斉合施設貸借人と情報交換や面談を行うなど、経営状況を把握するとともに、まちづくりの整合性にも留意しつつ収益性の確保に努める。

（指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施）

（指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上）



当該年度における取組

■ 年度計画（1）イ
＜老朽化施設の保全＞

取組内容	成果、効果
○ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設 3 棟のうち 2 棟については、昨年度までに立ち退きが完了した。 残り 1 棟については、弁護士と相談のうえ、以下のとおり交渉を進めた。 賃借人の経営状況を鑑み、現行の建物賃貸借契約を定期建物賃貸借契約に変更する案を提示した。	○ これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも乗ってきたところであるが、今回、契約形態の切り替えを提示したことで、契約の終期が明確になり、本件がより現実的な問題として認識された。



当該年度における取組

■年度計画（1）ロ

＜騒音斉合施設の維持管理＞

取組内容	成果、効果
○ 大型施設以外の建物について、建築物の長寿命化への取組として、修繕計画を策定することを決定した。 大型施設以外の建物について、修繕計画を策定することは機構として初めてのことであり、今年度はそのための現況把握及び概算修繕費算出のための調査を実施した。 ○ 全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を行うとともに、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を行った。 定期巡回の際には、外観の目視点検だけでなく、適宜現地にて賃借人と面談することにより、施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 ○ 大規模修繕については、「大井地区騒音斉合施設改修計画」に基づき、計画的に実施した。 そのほか、定期巡回や賃借人からの報告により判明した不具合箇所など合わせて18件の臨時修繕等を実施した。	○ 環境対策事業の承継に向けた取組として、今後、騒音斉合施設の資産価値の維持が求められる。 そのためには、各々の施設を適切に維持管理していかなければならないことから、修繕計画を策定し、これらを計画的に進めていくことが不可欠となる。 ○ 定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを早期かつ的確に把握することができた。 また、巡回時に賃借人と面談することで、賃借人との良好な関係も構築することができた。 ○ 「大井地区騒音斉合施設改修計画」による計画的な修繕及び定期巡回点検等による適時適切な修繕を行うとともに、臨時修繕を行うことで賃借人からの要望へ迅速な対応により不測の事態を回避するなど、施設の維持管理を確実に実施することができた。

【指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施】

（令和3年3月末現在）

年度	保有施設	指標	実績	達成率
令和2年度	31件	全施設月1回の点検実施（年12回）	- 全施設月1回の点検実施 12回 - 台風の通過後等の緊急点検実施 5回	100%

＜騒音斉合施設の修繕等状況＞

（件）

施設規模	施設数	計画	臨時	その他	計
大規模施設（大井地区）	3	2	14	—	16
その他	28	—	4	4	8
計	31	2	18	4	24

（注）「計画」：改修計画に基づくもの、「臨時」：計画以外のもの、「その他」：施設解体等



当該年度における取組

■ 年度計画（1）ハ

＜事業継続性の確保＞

取組内容	成果、効果
◎ 再開発整備事業における新型コロナウイルス感染拡大の影響について、賃借人との面談を通して状況を確認したところ、国・自治体の支援策もあり、休業業など経営状況が極度に悪化するような事態にないとのことであったが、飲食店等をテナントに持つ賃借人から短期の貸付料減免申請があったことから、感染拡大による社会情勢を鑑み、減免対応を行った。 また、賃借人5者から、国の家賃支援給付金を申請するために必要な貸主（機構）の証明を求められ、速やかに対応した。 ○ 全賃借人28者と面談を実施し、良好な関係を築いた。調査機関等からの情報収集も含め、賃借人の経営状況について把握に努めた。 ○ 毎月、貸付料の入金確認を行っており、支払い遅延が発生した都度、速やかに賃借人に連絡をとり、遅延理由を確認するなど早期に回収できるよう対応した。 ○ 大井その2（商業施設）賃借人から、グループ内企業の吸収合併に伴う賃借人の地位承継について、7月に申出があった。賃借人からは同年9月1日から合併後のスタートとなる申出があったことから、速やかに事務処理を進め、希望時期までに承継人との契約手続きを終えることができた。	◎ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを取っていることもあり、今回についても、事前に相談があるなど、賃借人の経営状況を速やかに把握できたことから、特に大きな問題もなく事業の継続性を確保することができた。 また、減免対応についても、機構の収益性に影響を与えない範囲で収束した。 なお、家賃支援給付金は5者全てが給付を受けることができた。 ○ 賃借人との面談及び調査機関等からの資料を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。 ○ 定期的な入金確認と早めの連絡により、支払い遅延の常態化を防ぐことができ、結果、貸付料の滞納までに至ることはなかった。 ○ 地位承継にあたっては、単に名義変更を行うだけでなく、承継人に対し騒音斉合施設大井地区の重要性について理解を求めたり、地域住民への説明や関係機関との調整、賃借人選定委員会の開催など新規出店と同程度の事務手続きが必要であったが、事務処理の迅速化により、問題なく地位の承継が行われ、事業の継続性が確保された。



当該年度における取組

【指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上】

(令和3年3月末現在)

年度	貸借人	指標	実績	達成率
令和2年度	28者	全貸借人との面談等 年1回以上	経営状況確認や施設修繕等に係る面談等 28者(延べ79回)	100%

＜再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況＞

年 度	保有施設	うち	事業収入（A）		業務支出（B）		収支率 (B／A)
		空き施設 (年度末現在)		回収率	業務支出	借入金償還等支出	
平成 30 年度	34 件	0 件	606,152,688 円	100%	506,270,394 円	78,699,838 円	96.5%
令和元年度	33 件	1 件	606,895,188 円	100%	479,303,643 円	78,044,360 円	91.8%
令和 2 年度	31 件	0 件	613,317,378 円	100%	526,549,112 円	42,331,116 円	92.8%

(注) ・事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ(雑収入を除く)

・業務支出：固有事業勘定のすべて



(2) 住宅騒音防止対策事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内
（平成 28 年度実績 60 日）

【中期計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取り組む。

国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内）

【年度計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を図る。

ロ 必要に応じて事業パンフレット、ホームページ等の適宜適切な改善に努めるとともに、自治体広報誌の活用や地域へ出向いた説明など、積極的な事業制度の周知を行う。

ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内）



当該年度における取組

■ 年度計画（2）イ

＜国及び関係自治体との連携＞

取組内容	成果、効果
◎ 事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を毎年開催している。 今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、以下のとおり書面開催とし、情報共有を行った。 その他、「連絡協議会」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。 ＜福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議＞ ・ 開催日：4月8日 ・ 開催場所：書面開催 ・ 参加者：福岡県、福岡市、春日市他 ・ 議題：平成31年度事業報告、令和2年度事業計画	◎ 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、対面での開催を書面による開催としたが、各担当者からの質問等には個別に対応するなど必要な情報共有を行うことができた。



当該年度における取組

■ 年度計画 (2) ロ
＜事業制度の周知＞

取組内容	成果、効果
◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。いずれも機構として初めての試みである。 - 事業概要を記載したマスクケースを作成し、福岡空港内の飲食店、騒音斉合施設（商業）、屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に配布した。（1 万枚） - 郵便局に置かれている窓口現金封筒広告を利用し、事業案内を周知した。（3 千枚） - 屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に事業案内の看板を設置した。（2 箇所） ○ 関係自治体窓口にて住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布した。 また、福岡市の共同利用会館へもパンフレットを配布し、事業の概要を記載したチラシの掲示を依頼した。 ○ 福岡市博多区、東区及び大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載した。 福岡市博多区については、5、7、11、2 月号の 4 回、東区は 11、3 月号の 2 回、大野城市は 5、11、3 月号の 3 回掲載した。 ○ 過去に防音工事を実施し、今年度から更新工事の対象となる住宅（更新工事①）、また更新工事実施後に次の更新工事を行っていない住宅（更新工事②）78 軒に対し、事業対象者が機会を逃さないようご案内（空調機器更新工事のご案内）とチラシを郵送した。 ○ 住宅騒音防止対策事業に関する相談の件数は 1,369 件で、相談件数のうち苦情は 46 件であったが、いずれの苦情についても迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。	◎ マスクケースについては、各施設で行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を応援する意も込めて作成したところ、配布先や利用者からは概ね好評を得ることができた。 窓口現金封筒広告については、事業対象区域の郵便局に配布することで、地域に特化した周知を行うことができた。 なお、窓口現金封筒広告を見た方からの問合せが 2 件あり、一定の効果が見られた。 ○ 共同利用会館にも配布することにより、これまでの配布場所から遠方に居住していた住民にも、パンフレットの入手が容易となった。 さらに、共同利用会館にチラシを掲示することで、より多くの住民に制度を周知することができた。 ○ 広報誌を見た住民からの問合せは 46 件であったが、事業制度を知らなかった方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の成果があった。 ○ チラシは相乗効果を狙い、自治体広報誌の発行時期に合わせ発送した。当該対象者からの申請は 5 件、問合せは 2 件であった。 ○ 相談件数から、ある程度住民への周知はできていると思料されるが、今後も、積極的な広報活動を通じ、事業制度の周知を図っていききたい。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

<住宅騒音防止対策事業 相談内訳件数>

事項	制度関係				申請関係	その他		計
	対象確認	防音工事	更新工事	助成	申請書	機器修理	その他	
相談	312	30	690	4	135	41	111	1,323
苦情	8	1	29	0	3	3	2	46
計	320	31	719	4	138	44	113	1,369



マスクケース（表面）



マスクケース（裏面）



窓口現金封筒広告



当該年度における取組

■ 年度計画 (2) ハ

＜事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮＞

取組内容	成果、効果						
◎ 自治体(県市町)独自の追加補助対象世帯で、住民負担額補助金交付を申込みした世帯に係る事務処理について、通常的事務処理に加え、関係自治体との調整が必要なため、申込みから審査結果通知までに約 24 日かかっていた。 これまでも申請者から事務処理の短縮の要望があり自治体への要望を行っていたが、連日の厳しい暑さやさらには新型コロナウイルスによる巣ごもりなどもあり、これまで以上に要望が寄せられた。 機構から自治体へ事務処理の短縮化を強く働きかけたことにより約 10 日で審査結果通知ができるようになった。 なお、該当する案件は 10 件だった。 ○ 申請書類について、配付資料が多く難解との声もあり、よりわかりやすくするため、随時改訂を行ってきた。 今年度は自治体等が実施している補助制度の周知徹底のため、「空調機器更新補助の手引き」に「機構の防音工事で設置した空調機器・サッシ・換気扇の修理」を追加した。 また、申請書の様式をよりわかりやすい内容へ改訂した。 ○ 補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、受付後に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封して返送した。 また、複数の職員で事務処理が行えるよう、進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの処理状況を共有することにより、業務の空白期間を解消し、処理期間の短縮を図った。	◎ 事務処理の短縮化(約 24 日 → 約 10 日)により、空調機の早期設置が可能となり、住民サービスの向上が図られた。 なお、申請者からも本件に関して、感謝の声が 2 件寄せられた。 ○ 申請者が理解しやすい内容に改訂することで、サービスレベルの向上が図られた。 改訂により申請書への誤記入等が防止されることで、事務処理の効率化が図られ処理期間の短縮に繋がった。 ○ 申請が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の負担軽減が図られるとともに、申請書修正作業の時間短縮が可能となったことから、事務処理の効率化が図られた。 また、進捗表の利用で、処理状況の共有が可能となったことから、申請数 127 件全てで 60 日以内に交付決定が行われ、かつ平均処理日数も大幅に目標日数を下回る 25.9 日となり、さらなる短縮に繋がった。 ・ 第 4 期中期計画期間中の平均処理日数推移 <table> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>31.6 日</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>27.8 日</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>25.9 日</td> </tr> </table>	平成 30 年度	31.6 日	令和元年度	27.8 日	令和 2 年度	25.9 日
平成 30 年度	31.6 日						
令和元年度	27.8 日						
令和 2 年度	25.9 日						



当該年度における取組

【指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内】（令和 3 年 3 月末現在）

区 分	実 績		交付決定までの 最長処理日数	交付決定まで の日数 (平均)	達成率
	交付決定通知	交付決定 件数・台数			
更新工事①	43 件	57 台	59 日	26.6 日	100%
更新工事 (告示日後)	5 件	6 台	31 日	21.2 日	100%
更新工事②	73 件	88 台	52 日	25.7 日	100%
更新工事② (告示日後)	1 件	2 台	31 日	31 日	100%
更新工事③	5 件	6 台	31 日	25.4 日	100%
合 計	127 件	159 台	59 日	25.9 日	100%

<事業実施／予算執行状況>

（令和 3 年 3 月末現在）

区 分	予 算		実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)
	件数・台数	金額(千円)	審査結果 通知	交付決定 件数・台数	金額(千円)		
防音工事 (未実施)	2 件	5,020	1 件	1 件	2,779	2,241	55.4
防音工事 (告示日後)	1 件	3,262	1 件	1 件	1,775	1,487	54.4
更新工事①	107 台	10,696	46 件	57 台	5,417	5,279	50.6
更新工事① (告示日後)	13 台	1,216	6 件	6 台	593	623	48.8
更新工事②	134 台	12,533	79 件	88 台	8,827	3,706	70.4
更新工事② (告示日後)	4 台	352	1 件	2 台	177	175	50.3
更新工事③	10 台	882	6 件	6 台	553	329	62.7
事務費		11,801			10,158	1,643	86.1
合 計		45,762	140 件		30,279	15,483	66.2

（注）端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。



(3) 移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内
(平成 28 年度実績 270 日)

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

【中期計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。
地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内)

【年度計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。

- イ 測量や不動産鑑定等の調査、申請者との契約協議や打合せ、建物撤去工事等の事業完了までのスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数の短期化を図るとともに、各種調査の集中的な発注等により事務処理を効率化する。
- ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、ホームページ等による広報を実施するとともに、申請、境界確定、建物撤去等の移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料（「しおり」）の見直しを行う。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内)



当該年度における取組

■年度計画（3）イ

＜事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 1 件の契約について、円滑かつ効率的に事業を実施した。	○ 申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進め契約を 12 月に完了した。これにより空港周辺住民の生活環境の改善を図ることができた。
○ 移転計画が円滑に進むよう、作成した個別スケジュール表を活用し、測量、不動産鑑定 of スケジュール管理及び申請者との調整を行い、契約締結までの日数短縮を図った。	○ スケジュール表を作成し、申請者と進捗状況を確認、調整しながら移転計画を進め、測量等調査開始から契約締結までの日数を 270 日以内に行うことができた。

【指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内】

	実績件数	原則 270 日以内	例外物件※	達成率	備 考
令和 2 年度	1 件	1 件（116 日）	0 件	100%	

※例外物件とは財務省との取得協議手続きを必要とする物件

＜事業実施／予算執行状況＞

（令和 3 年 3 月末現在）

契 約 区 分		予算			実績			予算残額 （千円）	執行率 （％）
		件 数	土地面積 （㎡）	金額 （千円）	件 数	土地面積 （㎡）	金額 （千円）		
現 年	土地の買い入れ	1	434.11	114,978	1	446.53	102,918	12,060	89.5%
	うち建物等の移転補償	0			0				
翌年度へ繰越		—	—	—	—	—	—		
移転補償事業計		1	434.11	114,978	1	446.53	102,918	12,060	89.5%

（注 1）面積は土地取得分のみの表記。

（注 2）翌年度へ繰越予定はなし。借家人実績はなし。

（注 3）予算の土地面積は土地の登記簿の数値、実績の土地面積は実測値。

当該年度における取組

■年度計画（3）口

<広報等の実施及び各種相談への対応>

取組内容	成果、効果
○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった直近の跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置した。 ○ 福岡市及び大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布するなど事業の広報に努めた。 ○ 移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、迅速かつ適切な対応を行った。 特に移転補償希望者には、書類の不備等が発生しないよう丁寧に行った。 ○ 申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）を見直した。	○ 今回、横断幕を見たことによる相談は1件であったが、相談の結果、申請が行われる予定である。 横断幕の設置は、移転補償事業の実施状況を現場で認識していただくことで、地権者から相談を受けるきっかけとなった。 ○ 移転補償事業の周知を図った結果、広報誌・チラシ等を見た方からの問合せが4件あり、広報による効果が見られた。 なお、令和2年度における移転補償事業の可否に関する照会は27件であり、全て適切に回答済みである。 ○ 相談件数のうち移転補償事業の対象可否に関する照会は27件で7件が事業対象であった。 そのうち、移転補償を希望した件数は、4件であった。 ○ 航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置について、適用期間が見直されたことから、「しおり」に記載されている特例措置に関する項目を修正する等、申請者へ適正な情報を共有できるよう資料見直しを図った。

【横断幕設置状況】





(4) 緑地造成事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【中期計画】

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

【年度計画】

(4) 緑地造成事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 買収済みの土地約0.3haについて造成・植栽を実施する。

ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行う。

当該年度における取組

■年度計画（4）イ

<事業の実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、年度計画どおり実施するため、地元及び関係機関との調整を行い、約0.3ha（3,099㎡）の造成・植栽を100%着実に実施した。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地がもつ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

（注）福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備している。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めている。



当該年度における取組

<事業実施／予算執行状況>

(令和3年3月末現在)

区 分	予 算			実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)	備 考
	件数	面積 (ha)	金額 (千円)	件数	面積 (ha)	金額 (千円)			
緑地造成事業	1	0.3	62,857	1	0.3	27,056	35,801	43.0	整備面積の執行率 100%

(予算残額の主な理由)

年度計画の整備予定面積約 0.3ha については 100%着実に執行しているが、予算執行率が 43.0% となった理由は、予算額の算定における測量設計業務及び緑地造成工事について、国の基準に基づき適正に積算を実施しているものの、結果として予定価格を大幅に下回る低入札での契約となり、入札差金が発生したためである。

なお、低入札については、低入札価格調査を行った結果、契約が計画どおり履行されることを確認している。

■年度計画 (4) □

<事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理>

取組内容	成果、効果
○ 地元自治会及び、造成した緑地の管理者となる空港事務所との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努めながら、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。 ○ 設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めた。	○ 調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。 ○ 設計図書の品質を確保するとともに、発注者と受注者が設計の進捗状況を共有することで、測量設計業務を、確実かつ効率的に執行することができた。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

○緑地造成事業年間実施状況

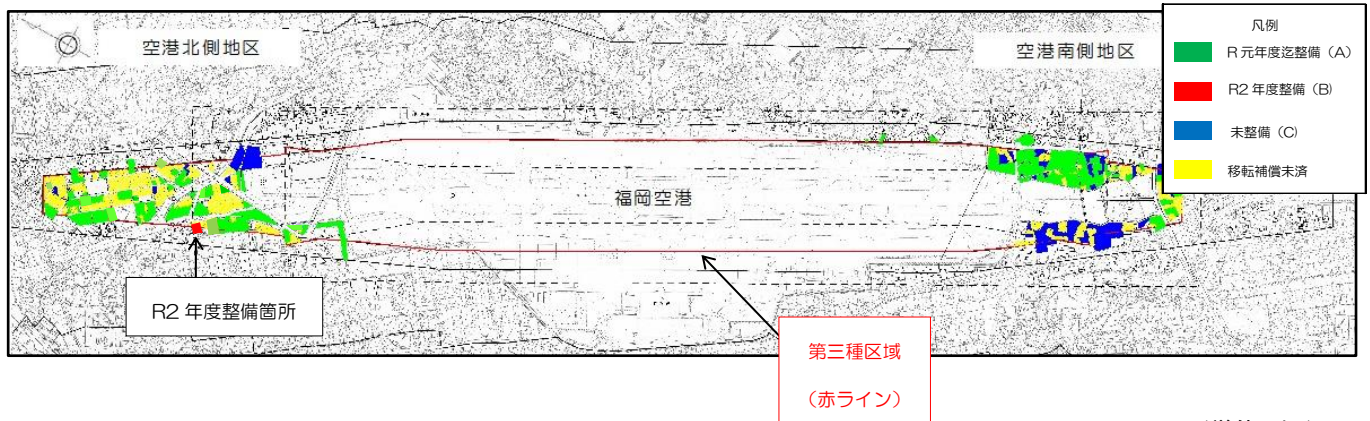
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地元調整	◎事業説明			設計協議				◎工事説明	設計協議			完了報告◎
空港事務所調整	◎事業説明			設計協議				◎工事説明	設計協議			完了報告◎
緑地造成事業				測量設計業務								緑地造成工事 測量設計業務

(注) 1マスが約1週間

【参 考】

緑地造成事業箇所図

(令和3年3月末現在)



(単位: ha)

移転補償跡地 面積 (Q) ※	緑地整備面積		合 計 (A+B)	進捗率 (令和2年度迄) (A+B) / (Q)	緑地未整備面積 (C) = (Q) - (A+B)
	令和元年度迄 (A)	令和2年度 (B)			
27.30	19.02	0.31	19.33	70.8%	7.97

※ 移転補償跡地面積 (Q) は、令和2年度末時点の移転補償跡地全体面積から、公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

【緑地整備状況】





(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

【中期計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

【年度計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。



当該年度における取組

■年度計画(1)①イ

＜国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整＞

- 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。
- 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図り、各事業については、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、機械、建築職員が課の垣根を越えて兼務することにより、工事等における積算業務等に関し相互にアドバイスを行う等、専門職種が有機的な連携を図ることにより、事業を効率的に実施した。

■年度計画(1)①ロ

＜外部講師等による研修の実施＞

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。
機構では、職員の安全確保と感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。
今年度、外部研修への参加は、オンライン研修を活用したことにより、昨年度と比べ4回増加した。また、職員のアンケート結果からも概ね期待される研修効果は得られた。

2. 業務運営の効率化に関する事項

〔外部研修（23）〕

No.	研 修 名	期 間
1	人事評価制度研修（新任係長等対象）	6/25
2	土木技術係長研修	6/29
3	新規採用職員インターバル研修	7/7, 7/9
4	技術職研修「設計・積算」	7/15
5	●新任地方機関課長級（Ⅱ期）研修	9/14～17
6	用地職員実務課程研修	9/16～18
7	●地方総務課長等講習会	9/24
8	●航空行政研修	10/5～9
9	新規採用職員フォローアップ研修	10/13
10	消防設備士講習（警報設備）	10/13
11	基本研修「係長」	10/20～22
12	●第45回空港環境対策関係担当者オンデマンド研修	10/23～11/5
13	福岡県企画・地域振興部研修	11/2
14	●企業会計〔基礎〕研修	11/16～20
15	若手技術職員による現場研修会	11/27
16	●MJS（給与システム）Web セミナー	12/3
17	●公文書管理研修	12/7～8
18	●企業会計〔応用〕研修	12/14～18
19	●「文書決裁・文書管理システム」新規導入のポイント	12/16
20	女性の人生サポート講座（職場でのハラスメント）	12/26
21	●プレゼンテーション技法研修	1/19～20
22	●中堅係長（Ⅲ期）研修	2/2～4
23	建築物グループ「第2回現場研修会」	2/4

研修名の欄：●オンライン研修

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画（1）①ロ、ハ

<効率的な知識、情報及び技術の承継実施>

- 新たに配属された職員を対象に、新規採用者研修を実施した。

〔内部研修（4）〕

No.	研 修 名	期 間
1	新規採用（出向）転入者研修	6/22
2	新規採用（出向）転入者研修	7/6
3	新規採用（出向）転入者研修	10/5
4	新規採用（出向）転入者研修（現場）	12/3

- 全職員共有の機構内イントラネット掲示板を活用し、共通の情報として研修・委員会資料、規程類を掲載している。

業務資料として、最新版の業務フロー・リスク管理表等を共有し、必要な情報をいつでも確認できる環境を整えている。

- 機構内イントラネット掲示板にて、機構の全体スケジュールや業務フロー図といった全職員に関わるデータについて、トップページからワンクリックで常時アクセスできるよう構築しており、業務の利便性を向上させている。また、逐次内容の更新や改善を行っている。

- 機構内イントラネット掲示板にて、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへ繋げるなど、業務の質の向上を図った。

【機構内イントラネット掲示板】

独立行政法人空港周辺整備機構 イントラ掲示板 最終更新 2021.4.22

基本理念
わたしたちは、周辺地域とのコミュニケーションを大切に、地域と空港の共生に貢献します

運営方針
わたしたちは、基本理念を具体化するため、以下の取組を行います
・国と関係自治体との連携を推進し、空港周辺地域の航空機騒音の軽減により生ずる被害の防止及び軽減を図るための事業を推進を行います
・地域のみさんの声に耳を傾け、生活環境の改善と周辺地域の発展に寄与します
・法律や規則を遵守し、効率的な業務の運営を行います

お知らせ
【重要】 [新型コロナウイルス感染症対策について](#)
R3.4.5 [室内空調機冷房運転切替のお願い](#)
R3.4.1 [相談員（セウハラ等）の指名について](#)
R2.12.17 [マイナンバーカードの積極的な取得と利用の促進について](#)
R2.11.6 [業務フローチャート・リスク管理表を更新しました。](#)
R2.6.3 [公文書管理ワークショップ受講のお願い](#)
R2.3.24 [受動喫煙に対する取組について](#)

リンク
[基本理念](#)（令和3年度）
[経歴表](#) 更新R3.4.15
[当分のスケジュール](#) 更新R3.4.22
[データ交換用フォルダ](#) ご自由にお使いください

資料等
[業務フロー・リスク管理表](#) 常に最新（R2.11.6版）
[規程類目次](#) 更新R2.3.31

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ②事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で5%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で5%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

② 事業費の抑制

事業費について、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取り組みも含む）

- 令和2年度予算について、移転補償事業における申請件数の減少及び事務処理の効率化等による経費の節減により、第3期中期最終年度（平成29年度）比で66.8%減とした。

第4期中期目標期間における事業費の推移

（単位：百万円）

事業名／年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
事業費	2,157	3,569	3,569	1,852	1,490	1,936	716	1,957	-	2,034	-
再開発整備	419	412	412	414	413	390	450	385	-	407	-
住宅騒音	58	53	53	53	48	53	46	53	-	53	-
移転補償	1,527	2,987	2,987	1,256	920	1,381	115	1,460	-	1,508	-
緑地造成	68	36	36	48	31	66	63	62	-	60	-
業務外支出	85	82	82	81	78	45	42	6	-	6	-

対29年度比（増減割合）	65.5%	65.5%	▲14.1%	▲30.9%	▲10.2%	▲66.8%	▲9.3%	-	▲5.7%	
--------------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	---	-------	--

（注1）管理勘定への繰入は含まない。

（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

事業費の執行率

○ 当該年度における各事業の執行率は以下のとおり。

(単位：千円)

事業名/年度	令和2年度		
	予算額	実績額	執行率
再開発整備事業	449,690	414,604	92.2%
住宅騒音防止対策事業	45,762	30,279	66.2%
移転補償事業	114,978	102,918	89.5%
緑地造成事業	62,857	27,056	43.0%
業務外支出	42,342	42,331	100.0%
合 計	715,629	617,188	86.2%

(注1) 管理勘定への繰入は含まない。

(注2) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

○ 経費削減の主な要因は、一般競争入札における入札差金によるもの。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ③一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取り組みも含む）

- 令和2年度予算について、事務諸費等の節減により、第3期中期最終年度（平成29年度）比で7.2%減とした。

第4期中期目標期間における一般管理費の推移

（単位：百万円）

事業名／年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
一般管理費	82	74	74	77	78	72	76	76	-	69	-
物件費	82	74	74	77	78	72	76	76	-	69	-
対29年度比（増減割合）		▲9.2%	▲9.2%	▲5.0%	▲4.9%	▲11.2%	▲7.2%	▲6.8%	-	▲15.7%	-

（注1）管理勘定への繰入は含まない。（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

一般管理費の執行率

- 当該年度における一般管理費の執行率は以下のとおり。

（単位：千円）

年度	令和2年度		
	予算額	実績額	執行率
物件費	75,693	60,993	80.6%

- ◎ 経費削減の主な要因は、新型コロナウイルス感染防止のための取組みの一つである「出張による職員の移動を減らす」により、旅費の執行が減少したことによるもの。



(1) 業務改善の取組 ④契約の適正化・調達合理化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

【中期計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

【年度計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめて発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう努める。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日）に基づき、令和 2 年度においても、調達等合理化計画を策定し、同計画に沿った取組を実施している。

1. 「調達等合理化計画」に基づき、令和元年度と令和 2 年度に締結した契約の状況

契約区分	令和元年度		令和 2 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
競 争 入 札 等	(76.9%) 10 件	(87.5%) 82,924	(76.9%) 10 件	(91.3%) 127,081
企 画 競 争 ・ 公 募	(7.7%) 1 件	(4.4%) 4,180	(7.7%) 1 件	(3.4%) 4,675
競争性のある契約 (小計)	(84.6%) 11 件	(91.9%) 87,104	(84.6%) 11 件	(94.7%) 131,756
競争性のない随意契約	(15.4%) 2 件	(8.1%) 7,713	(15.4%) 2 件	(5.3%) 7,371
合 計	(100.0%) 13 件	(100.0%) 94,817	(100.0%) 13 件	(100.0%) 139,127

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の状況

令和 2 年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ① 事務所共益費（水道・ガス料金） ②事務所電気代

3. 一者応札・一者応募に係る状況

- (1) 「調達等合理化計画」に基づく見直し内容

- ① 施工箇所等の取りまとめ
② 仕様書等の見直し
③ 入札参加要件の緩和

- (2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
令和元年度	1 件 / 11 件	9.1%
令和 2 年度	1 件 / 11 件	9.1%



当該年度における取組

4. 令和2年度「調達等合理化計画」に係る取組内容及びその効果

■ 重点的に取り組む分野

(1) 施工箇所等の取りまとめ<3件以上>

工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在していても関係者に不利益とならない範囲でまとめて発注したことで合理的な調達実施に取り組んだ。

実例として、ネットフェンス等設置工事においては、6箇所を取りまとめて入札することで、入札参加者は4者、予定価格9,897千円に対し落札価格7,590千円（落札率76.7%）となった。また、騒音斉合施設点検及び修繕計画作成業務委託においては、5箇所の施設を取りまとめて入札することで、入札参加者は4者、予定価格2,497千円に対し落札価格1,188千円（落札率47.6%）となった。この外、再開発整備事業の騒音斉合施設の火災保険契約については、5箇所に所在する建物等の保険対象物件（計18物件）を取りまとめて入札することで、入札参加者は2者、予定価格18,762千円に対し落札価格16,013千円（落札率85.3%）となった。

このような取組の結果、全体の取りまとめ件数は、目標と同数の3件となった。

(2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し<入札参加資格要件（ランク）の緩和3件以上>

一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載し、「入札及び契約事項審査会」において事前点検を行うことで、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うことで、競争性の確保に取り組んだ。

主なものとして、社領三丁目二号作業所解体及び原状回復工事においては、入札参加資格B等級相当であったが、競争性を高めるため、C等級も加えて入札したところ、入札参加4者のうちC等級は2者、新規事業者は1者であった。また、騒音斉合施設点検及び修繕計画作成業務等においては、入札参加資格B等級相当であったが、競争性を高めるため、A等級も加えて入札したところ、入札参加4者のうちA等級は2者、新規事業者は1者であった。この外、IT資産管理システム賃借料及び保守等業務においては、入札参加資格C等級相当であったが、競争性を高めるため、AからD等級までとしたところ、入札参加2者はA等級で、このうち1者は新規事業者であった。

このような結果、入札参加資格要件の緩和効果があった案件は、目標3件以上に対して、実績8件となった。

(3) 競争参加増加のための取組<入札説明書交付者に係るアンケートを100%実施>

上記（1）及び（2）に記載のとおり、施工箇所を取りまとめや入札参加要件緩和等を行うことで、一般競争入札全10件のうち9件が2者以上の応札となり、競争性を確保することができた。

更に、一般競争入札案件については、全件、入札説明書交付者に対してアンケートを依頼している。主なアンケート結果として、1者応札となった1案件については、入札不参加の理由として、人員の確保ができない等事業者都合によるものであった。また、公告期間については、全ての入札案件で、機構の内部規程に定める「10日以上」を確保しており、事業者から「公告期間は十分」という回答であった。この外、競争参加資格（ランク）の緩和についても、事業者から特段意見はなかった。

(4) その他<物件費の削減>

物件費については、事務所維持費が減少したことなどから、対前年度と比べ5.7%減少した。



当該年度における取組

■ 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立＜該当案件 100%点検＞

当機構は、入札案件及び少額随意契約を除いた随意契約を案件ごとに「入札及び契約事項審査会」に諮ることとし、調達内容の妥当性や随意契約を行うことが真にやむを得ない案件であるか、点検、確認を行う体制を構築している。

なお、令和2年度においては、少額随契以外の新規の随意契約は発生していない。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催、職員を外部研修へ1回以上参加＞

当機構は、理事長を委員長とする内部統制委員会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する教育・研修を実施している外、リスク管理委員会を設置し、業務ごとに内在するリスク因子を事前に把握・検証している。各委員会を年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制を構築している。

具体的な対応について、コンプライアンス委員会においては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンスの自己点検、eラーニング研修を実施することで不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理委員会においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フロー図を見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。

さらに、職員のスキルアップと意識改善を図るため、職員を外部研修へ2回参加させている。このような取組の結果、評価指標に掲げる目標は達成した。

5. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 6月10日に「契約監視委員会」を開催し、令和元年度の契約実績、一般競争入札に付した契約案件、競争性のない随意契約、低入札価格調査、調達等合理化計画の取組内容を含めて報告し点検を受けたが、契約監視委員会から特段の意見表示、勧告等はなかった。また、その点検結果については速やかにホームページで公表した。

(2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的に監事のチェックを受けている。
- 令和2年度の監事監査については契約事項に関して特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長へ報告がされている。

《参考》機構の入札・契約情報 HP ページ <https://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>



(1) 業務改善の取組 ⑤給与水準の適正化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

【中期計画】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

【年度計画】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、平成 26 年度 4 月において、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与と同一の水準となるよう改正を行っている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適宜適切に改定を行う。また、その改定結果や取組状況を毎年度公表する。

当該年度における取組

＜対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組＞

○ 従前より、機構俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。

また、令和 2 年度においては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、当機構においても国の制度にあわせた見直しを行い、取組状況を令和 3 年 6 月に公表した。

なお、当機構の対国家公務員指数の令和 2 年度実績は 102.0 であり、国家公務員とほぼ同水準になっている。

【参考】

対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
対国家公務員指数	100.6	100.9	99.6	101.5	98.5	102.0

＜国家公務員の給与に準じた運用＞

○ 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、職員の期末手当及び勤勉手当支給細則の改正を実施。

・官民格差等に基づく給与水準改定

期末手当及び勤勉手当支給率の引き下げ（月例給は改定なし）

ボーナス 4.5 月分→4.45 月分に引下げ ※実施時期：11 月 30 日



(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進すること。

【中期計画】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

【年度計画】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

※ ICT: アイ - シー - ティー [information and communication technology]

情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。



当該年度における取組

<業務の電子化及びシステムの最適化>

- ◎ 政府の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための在宅勤務等の円滑化に資する申請手続き等の見直し」の一環として、法人手続きにおける書面規制、押印、対面規制について見直しを行い、15の規程を改正した。
- ◎ 新型コロナウイルス感染防止の取組みとして、在宅勤務（テレワーク）の活用が要請されたことから、テレワーク導入のため、既存のシステム環境を活かしたリモートデスクトップ方式による ICT 環境を整備した。（働き方改革の一環としてワーク・ライフ・バランスの向上にも活用。）
- 機構ネットワークシステム（社内 LAN）の老朽化により、有線 LAN を無線 LAN に切り替えた。この無線化により、場所を問わずに PC を利用できるようになったことから、ペーパーレス会議の開催など業務の効率化に繋がった。
- 再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新するとともに、各職種間（事務職、土木職、建築職、電気職、機械職）において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。
- 「住宅騒音防止工事事務処理システム」は、申請者情報や工事情報を共有することで、更新工事に係る情報を一元化し、確認作業等の事務処理効率化のため利用している。
当該システムは、機構ネットワークシステム（社内 LAN）に接続しており、申請者の個人情報が漏洩するリスクを抱えていたことから、今年度、機構ネットワークシステム（社内 LAN）から分離し、独自の閉鎖したシステムに改修を行った。
これにより、外部からの攻撃を遮断し、意図しない情報漏洩を防ぐことができた。
- 住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用、住民からの問合せや相談に対する迅速な対応により、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。
また、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能にしており、紙媒体での配布を必要最低限としている。
- 非常勤職員の採用において、「ハローワークインターネットサービス」上に「求人マイページ」を開設したことにより、ハローワークに出向くことなく、求人情報や事業者情報の提供が可能になったほか、紹介状の確認や選考結果（採用・不採用）の連絡がサービス上で行うことができるようになった。
また、商業登記電子証明書の取得により、「e-TAX（国税電子申請・納税システム）」、「社会保障・労働保険関係手続（e-Gov 電子申請手続）」等のオンライン申請が可能となり、申請窓口までの移動時間や待ち時間がなくなるなど業務の効率化が図れた。



(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	13,336
業務収入	3,082
補助金収入	598
受託金収入	9,626
負担金収入	10
長期借入金等収入	—
雑収入	20
繰越金受入	—
支出	13,062
固有事業	2,229
受託事業	8,854
その他事業	265
人件費	1,345
一般管理費	368

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	13,104
経常費用	13,104
業務費用	11,385
固有事業	2,263
受託事業	8,854
その他事業	268
一般管理費	1,704
人件費	1,345
物件費	359
減価償却費	—
財務費用	15
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	13,361
経常収益	13,361
業務収入	3,082
受託収入	9,626
補助金等収益	651
財務収益	3
雑益	—
臨時利益	—
純利益	257
目的積立金取崩額	—
総利益	257

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,829
業務活動による支出	13,086
投資活動による支出	—
財務活動による支出	206
次期繰越金	1,537
資金収入	14,829
業務活動による収入	13,336
業務収入	3,082
受託金収入	9,626
その他の収入	628
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	1,493

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

＜令和2年度計画における予算・収支計画・資金計画＞

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	1,072
業務収入	613
補助金収入	115
受託金収入	338
負担金収入	2
長期借入金等収入	—
雑収入	4
繰越金受入	—
支出	1,072
固有事業	492
受託事業	178
その他事業	46
人件費	280
一般管理費	76

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,071
経常費用	1,071
業務費用	712
固有事業	488
受託事業	178
その他事業	46
一般管理費	355
人件費	281
物件費	74
財務費用	4
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	1,076
経常収益	1,076
業務収入	613
受託収入	338
補助金等収益	125
財務収益	0
雑益	—
臨時利益	—
純利益	5
目的積立金取崩額	—
総利益	5

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,487
業務活動による支出	1,043
投資活動による支出	—
財務活動による支出	42
次期繰越金	402
資金収入	1,487
業務活動による収入	1,072
業務収入	613
受託金収入	338
その他の収入	121
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	415

当該年度における取組

＜予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況＞

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図ることができた。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により、年度計画と比較して総利益が増加した。
- 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な管理を行った。
- 資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受けており、適切な管理に取り組んでいる。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

< 令和2年度予算執行状況（支出決定ベース） >

令和3年3月末現在
(単位：千円)

科 目	予算現額	執行済額	執行率
固有事業勘定	492,032	456,935	92.9%
再開発整備事業費	449,690	414,604	92.2%
業務外支出	42,342	42,331	100.0%
受託事業勘定	177,835	129,974	73.1%
移転補償事業費	114,978	102,918	89.5%
緑地造成事業費	62,857	27,056	43.0%
その他事業勘定			
住宅騒音防止対策事業費	45,762	30,279	66.2%
管理勘定	356,293	330,679	92.8%
人件費	280,600	269,687	96.1%
一般管理費	75,693	60,993	80.6%
合 計	1,071,922	947,868	88.4%

(注) 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。



(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

【年度計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

当該年度における取組

該当なし。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】
該当なし。

【年度計画】
該当なし。

当該年度における取組

該当なし。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】
該当なし。

【年度計画】
該当なし。

当該年度における取組

該当なし。



(5) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

【年度計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

当該年度における取組

令和2年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。



(1) 適切な内部統制の実施

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまで同様充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックすること。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。

【中期計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行う。

【年度計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。

① 内部統制委員会

内部統制委員会及びその分科会（リスク管理委員会等）を開催し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な PDCA サイクルを実行していく。

② 職員研修の実施

内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。

③ 内部コミュニケーションの活性化

理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。

④ 内部監査

内部監査機能を充実させるとともに、監査により見出された課題等を着実に業務の改善に生かし、適正かつ効率的な事業執行を図る。



当該年度における取組

- ◎ 今年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、二度にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、そのリスクが顕在化しています。福岡県域においても感染拡大が続いており、今後の業務運営への影響、その終息時期の見通しは不透明な状況です。

このような状況のなか、機構では新型コロナウイルス感染拡大のリスクに対応するため、周辺住民、関係先、職員及び家族の安全確保と感染拡大防止を最優先事項とし、国・自治体が要請する感染防止対策を徹底して行い、新型コロナウイルスの影響の極小化を図りました。

これらの取り組みを行うにあたり、理事会をはじめ各委員会では、情報の共有や方針の協議を行ってきました。機構では、今後もこのリスクを重要なリスクと位置づけ、継続して状況の変化を注視、都度対策の検討・見直しを行い、リスクを軽減する体制を確立していきます。

- その他の取組として、コンプライアンスに関する事例研究（職員間自由討論）や老朽化した騒音斉合施設に係るリスク管理表の見直しなど、内部統制を機能させるための取組を実施している。

■年度計画（1）①

① 内部統制委員会

<内部統制委員会の開催>

- 理事長を委員長とする内部統制委員会を3回開催し、内部統制の推進に関する取組について審議、決定した。

【審議、報告事項等】

第15回委員会（4/16、書面開催）

- ・ 今年度の取組方針（1. 内部統制に関する研修会の開催、2. コンプライアンスについて、3. リスク管理について、4. 内部監査の実施、5. 情報セキュリティ対策）について審議し、決定した。

第16回委員会（10/15）

- ・ 今年度の取組状況について中間報告を行った。

第17回委員会（3/18）

- ・ 今年度の取組結果について報告を行った。

<コンプライアンス委員会の開催>

- 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を3回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議、決定した。

【審議、報告事項等】

第15回委員会（5/25、書面開催）

- ・ 今年度の取組方針を決定した。

第16回委員会（10/8）

- ・ 上半期の取組状況についての報告、コンプライアンス理解度チェックの集計結果報告及びコンプライアンス違反事例の職員間自由討論の結果報告を行った。なお、自由討論の結果において、加害者の精神面の問題についての意見が多くあったため、次年度の取組としてメンタルヘルスチェックを新たに実施することを決定した。

第17回委員会（3/8）

- ・ 今年度の取組について総括を行い、コンプライアンス理解度チェック、コンプライアンス違反事例の職員間自由討論、コンプライアンス研修について次年度以降も実施していくことを決定した。



当該年度における取組

【主な活動】

- 7月に全職員を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。
- 8月から新たな取組として、公務員のコンプライアンス違反事例を全職員に周知徹底することで、違反防止への意識付けを図った。
- 9月にコンプライアンス違反事例を議題とした職員間での自由討論を実施した。討論の場では活発な意見交換が行われ、意識啓発の機会とすることができた。
- 12月にコンプライアンス研修（eラーニング）を全役職員に実施し、意識啓発を図った。

＜リスク管理委員会の開催＞

- 審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組について審議、決定した。

【審議、報告事項等】

第18回委員会（4/27、書面開催）

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い発生するリスクへの対応、安全運転等研修の実施、業務フロー図・リスク管理表の見直し（PDCAサイクルの管理）等の今年度の取組方針を決定した。

第19回委員会（10/8）

- 老朽化した騒音斉合施設のリスク管理表の見直しについて審議を行った。また、上半期の取組状況について中間報告を行った。

第20回委員会（3/8）

- 今年度の活動について総括を行い、リスク管理表の見直し及び安全運転研修等について継続的に実施していくことを決定した。

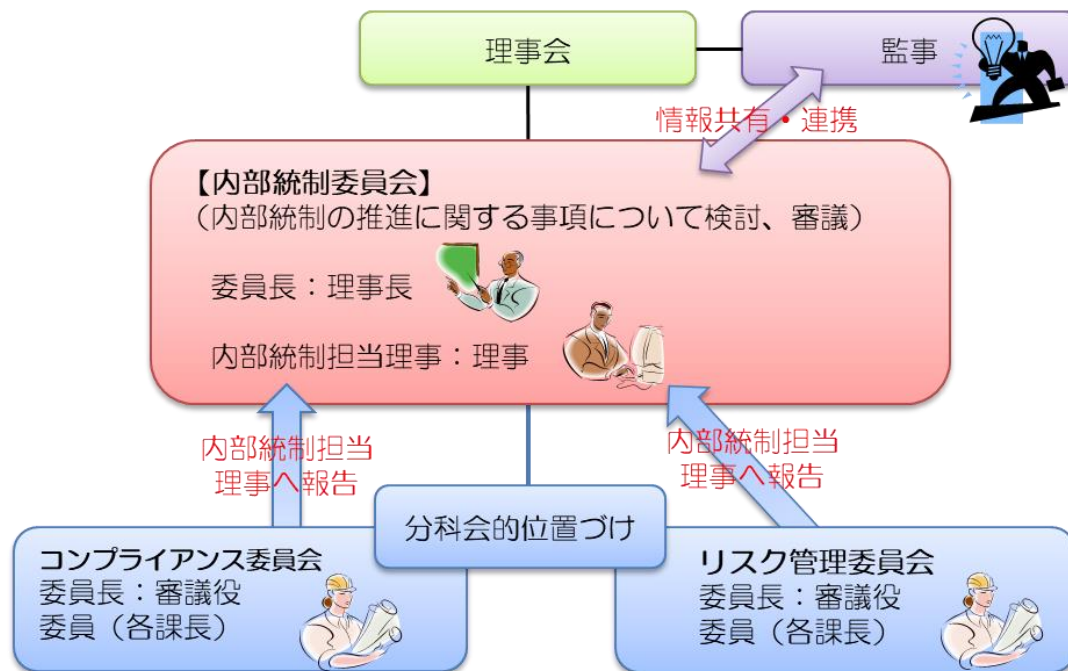
【主な活動】

- 新型コロナウイルス感染防止対策として、リスク管理委員会においてもリスク管理表の見直しや、在宅勤務におけるリスク管理などについて検討を行った。
- 10/28、30の2回に分けて安全運転研修を開催し、ドライブレコーダーによる実際の交通事故等を題材としたDVDを視聴し、職員の安全意識の向上を図った。
- 11月に個人情報保護研修（eラーニング）を全役職員に実施し、改正個人情報保護法を中心とした内容を受講し、業務における個人情報の適切な取り扱いについて意識啓発を図った。



当該年度における取組

【参考】 内部統制推進の組織体制図



＜業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）＞

- 6月に令和2年度第1回内部評価委員会を開催し、令和元年度の事業実績に対する内部評価を行った。
- 11月に令和2年度第2回内部評価委員会を開催し、令和2年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画 (1) ②

② 職員研修の実施

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。

機構では、職員の安全確保と感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。

今年度、内部統制に係る研修は、オンライン研修を活用したことにより、昨年度と比べ4回増加した。また、職員のアンケートからも概ね期待される研修効果は得られた。

〔内部統制研修 (13) 〕

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	●「企業に求められるパワハラ防止措置」 ～具体的な導入にあたって～	外部	5/26
2	▲法人文書管理研修	外部	6/3～30
3	●お役立ちオンラインセミナーテレワーク Day	外部	7/22
4	●with コロナ 新しい働き方セミナー～テレワーク 時代のマネジメント方法とは～	外部	7/28
5	ハラスメント、同和、ワーク・ライフバランス研修	内部	8/19, 21, 26, 28
6	●元労働基準監督官が緊急解説！「With コロナ時代」 の「働き方改革実現セミナー」	外部	8/26
7	クレーム対応力強化研修	外部	9/15
8	●行政相談対応・交渉力（I 期）研修	外部	10/27～29
9	安全運転研修	内部	10/28, 30
10	●テレワークを実現するサイボウズ Office セミナー	外部	10/29
11	情報公開・個人情報保護制度	外部	10/29
12	▲個人情報保護研修	内部	11/2～20
13	▲コンプライアンス研修	内部	12/10～25

研修名の欄：●オンライン研修、▲e-ラーニング研修



当該年度における取組

■年度計画（1）③

③ 内部コミュニケーションの活性化

＜機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有＞

- 業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会において審議を行っており、職員もオブザーバーとして参加している。

また、毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）では、事業の進捗状況や懸案事項の報告、役員との意見交換等を行っており、その場で理事長から指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これらを課内へ周知している。

このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。

【参考】理事会開催状況

- ・ 第 91 回理事会（6/25 開催）
- ・ 第 92 回理事会（9/24 開催）
- ・ 第 93 回理事会（10/15 開催）
- ・ 第 94 回理事会（12/21 開催）
- ・ 第 95 回理事会（3/18 開催）

■年度計画（1）④

④ 内部監査

＜内部監査の実施＞

- 令和2年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行ったことにより、年度内に完結することができた。

- ◎ 監査項目の選定にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大が既存業務に与える影響を考慮し、『「新しい生活様式」を踏まえた既存業務の見直し』を重点的項目とした。

- 監査実施にあたっては、事前に内部監査員と監事がディスカッションを行い、内部監査と監事監査の連携について確認し、これらを踏まえ監査を実施した。（監査実施日：10/16）



当該年度における取組

＜監事監査、会計監査人による監査の実施＞

- 監事による平成 31 事業年度決算等監事監査を 6 月に受けた。通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われた。

なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取り組みを実施した。

【主な指導・助言に対する具体的な取組事例】

- ・ 「騒音斉合施設の維持管理」について、近年、異常気象が頻発していることから、大雨や台風の後には、迅速に施設の点検を行うようにした。

（新型コロナウイルス感染拡大に係るもの）

- ・ 「住宅騒音防止事業の周知」について、外出自粛の要請で地域へ出向いた説明ができないなか、マスクケースの配布など広報活動の充実を図った。
- ・ 「再開発整備事業の継続性の確保」について、賃借人への影響が懸念されることから、面談の際に経営への影響等について確認を行った。
- ・ 「機構内における感染拡大防止対策」について、就業規則の改正や ICT 環境の整備を行い、在宅勤務（テレワーク）を導入した。

- 会計監査人による平成 31 事業年度期末監査を 5～6 月、令和 2 事業年度期中監査を 12 月及び 3 月に受けた。



(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成 27 年 9 月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。

【中期計画】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成 27 年 9 月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

【年度計画】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。情報セキュリティ対策に関しては、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき規程類の見直し等を行うとともに、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

個人情報の保護に関しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。



当該年度における取組

<機構における情報セキュリティ対策等に関する取り組み>

【情報セキュリティ委員会の開催】

- 理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を6回開催し、当機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針を決定した。

- ・ 第12回 4/20（書面開催）
- ・ 第13回 5/25（書面開催）
- ・ 第14回 9/16
- ・ 第15回 1/26（書面開催）
- ・ 第16回 2/ 8（書面開催）
- ・ 第17回 3/ 8

【主な活動】

- ◎ 在宅勤務（テレワーク）導入のための ICT 環境づくりやセキュリティ対策などについて、検討を進めた。
- 4 月に「情報セキュリティインシデント対処手順」について、イントラネット等を利用し周知徹底を図った。
- 6 月に「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」を満たすため、「独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー」の見直しを行うとともに、職員が理解しやすいように概要版を作成し、情報の共有を図った。
- 12 月に全役職員に対し「情報セキュリティ自己点検」を実施し、新たな情報セキュリティポリシーと関係規程等が概ね理解されていることが確認された。
また、情報セキュリティ委員会において、引き続き新規採用者に対する研修や更なる周知活動を実施することを確認した。
- 2 月に情報セキュリティ管理体制強化対策として、IT 資産管理システムを導入し、ハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器等の IT 関連資産の管理・監視の試行運用を開始した。

【研修】

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。
機構では、職員の安全確保と感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。
今年度、情報セキュリティ研修は、昨年度と比べ3回減少したが、オンライン研修の活用、また、職員のアンケート結果からも概ね期待される研修効果は得られた。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

〔情報セキュリティ研修（8）〕

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	非常勤職員情報セキュリティ研修	内部	7/31
2	●『新型コロナウイルス禍における「生き残り戦略」セミナー』 テレワーク経営における 業務効率化・情報セキュリティの在り方	外部	8/3
3	実践的サイバー防御演習「CYDER」	外部	9/13
4	●福岡 ICT イノベーション研究会オンラインセミナー 「在宅勤務時代の情報管理」	外部	9/16
5	IPA 中小企業向け情報セキュリティ講習能力養成セミナー	外部	10/20
6	▲情報セキュリティ研修	内部	11/24～12/9
7	●最新のサイバー攻撃事例とハッカーの思考を大解剖	外部	12/15
8	●福岡県テレワークセミナー	外部	2/9、17、24、 3/3、10

研修名の欄：●オンライン研修、▲e-ラーニング研修

【監査】

- ◎ 今年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）及び監査法人が主催する情報セキュリティ内部監査員を対象とした研修が開催されなかったため、自主研修により監査を実施した。
- 令和2年度情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、保護管理者へのヒアリング）を実施し、PDCAサイクルの運用向上を図った。
- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する独立行政法人監査（マネジメント監査・ペネトレーションテスト）の結果、主な指摘事項のうち以下の改修作業を行い、情報セキュリティ対策の改善を図った。
 - ・ 「住宅騒音防止工事事務処理システム」について、9月に機構ネットワーク LAN から分離し独自の閉鎖したネットワーク構成に改修し、保有する個人情報保護対策を強化した。
 - ・ 「情報システムの台帳整備」について、2月に資産管理システムを導入活用し、機構ネットワークシステムにかかるシステム台帳を整備した。
- 保有個人情報監査責任者による個人情報保護監査を実施後、保護管理者による実地監査を実施した。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。

【年度計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。

当該年度における取組

① 国及び関係自治体との連携

<連絡協議会等の開催状況>

- ◎ 空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を年2回開催し、意見交換を行うなどして、関係機関との意思疎通と連携の強化を図っているところであるが、今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、以下のとおり書面開催とし、情報共有を行った。

- ・ 1回目（8/31）（書面開催）の議題
 - (1) 令和元年度事業実績 (2) 令和2年度事業実施状況 (3) 令和3年度予算概算要求
 - (4) その他（令和元年度業務実績報告、事業概要パンフレットの紹介等）
- ・ 2回目（3/26）（書面開催）の議題
 - (1) 令和2年度事業実施状況 (2) 令和3年度計画(案) (3) 令和3年度予算実施計画(案)
 - (4) その他（理事の交代）



当該年度における取組

<連絡協議会以外の会議>

- ◎ 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図っているところであるが、今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、以下のとおり中止あるいは書面開催となったが、必要な情報共有は滞りなく行われた。

【連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等】

- 福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議
(関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構)
開催日：4/8（書面開催）
→ 事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続き方法等について理解を深めていただいた。
- 地域対策協議会総代会
(福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
開催日：中止
- 福岡空港周辺地域における各種課題等に係る意見交換会
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構)
開催日：中止
- 福岡空港公害対策協議会との事務協議
(福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構)
開催日：中止
- 福岡空港利活用推進協議会
(福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構)
開催日：6/29（総会：書面開催）、3/29（専門委員会：書面開催）
→ 福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを年間 20 回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間 20 回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

【年度計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、年間 20 回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 イ

<財務情報等の公表>

- 令和元年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和2年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保している。

【令和2年度におけるホームページの公表内容】

- 独立行政法人通則法に基づく公表
 - ・ 6/25 令和元事業年度業務実績報告書
 - ・ 6/25 令和元事業年度自己評価調書
 - ・ 6/25 平成30事業年度評価結果の反映状況
 - ・ 8/7 令和元事業年度事業報告書及び財務諸表
 - ・ 8/21 役職員の報酬・給与等の水準の公表（令和元年度給与水準）
 - ・ 9/17 令和元事業年度評価調書
 - ・ 9/30 令和2年度計画の変更
 - ・ 10/26 令和元年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表
- 各種事業
 - ・ 4/20 令和2年度空調機器更新工事における申請締切日のお知らせ
 - ・ 4/20 空調機器更新工事における申請書類、手引き等の掲載（2020年度版）
 - ・ 11/18 移転補償に係る優遇税制について記載
 - ・ 2/12 「福岡空港周辺にお住まいの皆様へ」（事業承継予定について）掲載
 - ・ 2/15 令和3年度住宅防音工事における申請締切日と工事スケジュールのお知らせ
 - ・ 2/15 令和3年度住宅防音工事における説明パンフレットの掲載（2021年度版）
- 契約関係
 - ・ 独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
 - ・ 環境物品等の調達推進を図るための方針
 - ・ 令和2年度公共工事の発注見通し
 - ・ 令和2年度契約監視委員会の概要
 - ・ 令和2年度調達合理化計画
 - ・ 契約結果の情報 等

■年度計画 ②広報活動の充実 ロ

<ホームページの更新>

- ホームページの改修にあたっては、月別件数一覧を作成しアクセス状況の把握・分析に努め、改修の際の参考にするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて改修を行った。

【主な改修内容】

- ・ 福岡空港の環境対策事業が機構廃止後に福岡国際空港株式会社へ承継される旨のお知らせ。

お知らせ

福岡空港周辺にお住まいの皆様へ
「福岡空港の環境対策事業について」

当機構は、昭和51年の設立以来、福岡空港の環境対策事業を国とともに実施して参りました。

福岡空港の運営については、平成31年（2019年）4月以降、福岡国際空港株式会社（FIAC）が担っており、環境対策事業についてもFIACが実施することが決定されておりますが、事業の承継に当たっては、周辺地域の皆さまのご理解を賜るため丁寧な手続きを踏む必要があることから、引き続き国及び当機構が環境対策事業を実施しております。事業承継までの間は、国及びFIACと連携を図りながら、適正かつ円滑な事業の承継に向けた準備をして参ります。

なお、事業の承継時期は、現在進行中の滑走路増設事業の完了から4年後（令和11年（2029年）3月目途）の予定となっておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Kid's 版

音声バージョン
文字バージョン

義務教育機関等の皆様へ

**空港周辺を
楽しもう!**

ENTER



当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 ハ

<自治体広報誌などへの情報掲載>

【住宅騒音防止対策事業】(P8の再掲)

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。いずれも機構として初めての試みである。

- ・ 事業概要を記載したマスクケースを作成し、福岡空港内の飲食店、騒音斉合施設（商業）、屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に配布した。（1万枚）
- ・ 郵便局に置かれている窓口現金封筒広告を利用し、事業案内を周知した。（3千枚）
- ・ 屋外レクリエーション施設（移転補償跡地）に事業案内の看板を設置した。（2箇所）

○ 関係自治体窓口にて住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布した。また、福岡市の共同利用会館へもパンフレットを配布し、事業の概要を記載したチラシの掲示を依頼した。

○ 福岡市博多区、東区及び大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載した。福岡市博多区については、5、7、11、2月号の4回、東区は11、3月号の2回、大野城市は5、11、3月号の3回掲載した。

【移転補償事業】(P14の再掲)

○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった直近の跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置した。

○ 福岡市及び大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布するなど事業の広報に努めた。

【その他】

○ 機構のパンフレット3,000部を作成し、連絡協議会等を通じて関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。

【住宅騒音防止対策事業における広報活動媒体の配布先】

媒体	配布先リスト	
	枚数	施設名
マスクケース	1,700	福岡市東区 理容室
	3,000	福岡市博多区 福岡空港飲食店
	1,000	福岡市博多区 飲食店
	2,800	福岡市博多区 スーパー銭湯
	640	福岡市博多区 レクリエーション施設
	500	福岡市博多区 レクリエーション施設
	360	福岡市博多区 小学校他

媒体	配布先リスト	
	枚数	施設名
窓口現金封筒広告	1,000	福岡市東区 筥松郵便局
	1,000	大野城市 大野山田郵便局
	1,000	大野城市 下大利郵便局



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ③地域への啓発活動

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

【年度計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望の掘り起こしを図る一環として、近接する小中学校等へ出前講座の実施を働きかけるとともに、要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントでの広報活動や、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

当該年度における取組

■年度計画 ③地域への啓発活動 イ

<環境学習や見学の実施>

- 連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知した。
- ホームページに「校外学習」の募集案内について掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。
- ◎ 空港周辺の小中学校で行われている環境教育・学習の場を通して、空港環境対策や機構の事業についての理解を深めるため、機構職員を講師として派遣し、環境教育・学習のサポートを行っている。今年度は、福岡市博多区の小学校2校において12月11日及び22日に感染防止対策を行ったうえ実施した。

【出前講座の様子 12/22】



当該年度における取組

■年度計画 ③地域への啓発活動 □

<啓発活動の実施>

◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年福岡空港で開催される「空の日」イベントが中止になるなど、地域への啓発活動の場が制限されたことから、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、広報活動の充実を図った。

- ・ マスクケースの配布
- ・ 郵便局窓口現金封筒広告の活用
- ・ 屋外レクリエーション施設への看板設置
- ・ 移転補償跡地への横断幕設置

【屋外レクリエーション施設の看板】



福岡空港周辺における 移転補償事業や防音工事の 助成を行っています。

福岡空港周辺に住居や事業所等をお持ちの方が、
移転や防音工事を行われる場合には、
補償や助成を利用できる場合があります。

詳しくは
ホームページを
ご覧ください



独立行政法人
空港周辺整備機構

空港周辺整備機構



<https://www.oeia.or.jp/>

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ④地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

【年度計画】

④ 地域住民のニーズの把握

引き続き、機構のホームページや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

当該年度における取組

④ 地域住民のニーズの把握

<質問・意見の募集>

- ホームページに「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行っているほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の受付方法を記載し、地域住民からのニーズの把握にも対応している。

【ホームページの「ご意見・お問い合わせ」】

HOME > ご意見・お問い合わせフォーム

ご意見・お問い合わせ

空港周辺整備機構に対するご質問、お問い合わせなどをお寄せください。
ご質問等は電話、FAX、お手紙でも受付けております。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

入力フォーム

※漢字・ひらがな・カタカナは「全角」、英数字は「半角」で入力ください。
※**(必須)**は、必ずご入力ください。

お問合せ区分	☒ ご質問 ☐ お問い合わせ ☐ 苦情
お名前	姓 名
フリガナ	セイ メイ
ご住所	福岡市東区
年齢	10代以下
性別	☒ 男性 ☐ 女性
E-mail	

▼ご意見・お問い合わせ・苦情



(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

① 研修員の受入れ

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

【中期計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成 31 年 4 月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも 1 名以上受け入れ、研修を行う。

【年度計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者派遣の研修員に対し研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。

当該年度における取組

① 研修員の受入れ

- 福岡空港の民間委託に伴い、国から受託している事業を承継するため、平成 31 年 4 月から福岡空港運営権者より研修員 1 名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始した。

今年度は、地域振興課で住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地造成事業について、補償課では、移転補償事業について実務研修（OJT）を行った。

【参考】

- 独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）
＜各法人等において講ずべき措置＞

本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

② 業務の可視化パターン化の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図り、それを元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行う。

【年度計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、内部統制委員会の分科会であるリスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。

当該年度における取組

② 業務の可視化パターン化の推進

<業務フローチャート等の作成>

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務（テレワーク）など新たに生じた業務に係るフローチャートを作成するとともに、既存業務についても、顕在化したリスクに迅速・的確に対応するため、リスク管理表の見直しを行うなど、新型コロナウイルスの影響の極小化を図った。

〔業務フローチャート〕

						フロー帳	リスク記号	分類1	予算
						1	▲	分類2	支出業務
								部署名	総務課
								更新日	2020/11/6
審議役	・・・課長	・・・担当	・・・担当	担当課	相手先	業務概要			
⑥	⑤	④	③	②	①	①・・・・・・ ②・・・・・・ ③・・・・・・ ④・・・・・・ ⑤・・・・・・ ⑥・・・・・・ ▲ア【想定されるリスク】●・・・・・・ 【原因】・・・・・・ 【対応策】・・・・・・ ⑦・・・・・・ ⑧・・・・・・ ⑨・・・・・・			

〔リスク管理表〕

独立行政法人空港周辺整備機構 リスク管理表											令和2年11月6日
分類 名	リスク項目	内容	リスクレベル				リスク発生時に想定される事象	想定されるリスク発生原因	リスクに対する基本方針	リスクに対する具体的な対策	備考
			影響度 (A)	発生可能性(D)		リスク 評価点 (A)×(D)					
				発生頻度 (B)	脆弱性(C) (D)=(B)× (C)						
労務	在宅勤務	勤怠管理 人事評価 等	1	3	2	5	5	-----	-----	-----	-----



(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

【年度計画】

(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

当該年度における取組

特になし。